

国産有機サポーターズ規約

令和2年7月28日

「国産有機サポーターズ」に参画する際には、本規約に同意の上、別添1の様式に必要事項を記入の上、事務局へお申込みください。なお、本規約は必要に応じて、変更されることがあります。ご了承ください。

(名称)

第1条 この取組の名称及び参画する者の全体は、「国産有機サポーターズ」（以下「サポーターズ」という。）と称し、この取組に参画する個々の者を、「国産有機サポーター」（以下「サポーター」という。）と称します。

(目的)

第2条 サポーターズの取組は、農業の自然循環機能を大きく増進するのみならず SDGs の達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより、国内の有機農業や、国産の有機食品（農産物、畜産物、その加工品。以下「国産有機食品」という。）に対する消費者の関心を高め、需要を喚起することを目的とします。

(登録要件)

第3条 第2条の目的に賛同する小売事業者又は飲食サービス事業者であって以下（1）～（5）の要件を満たす場合は、本取組に参画することができます。

- （1）消費者に、国産有機食品も直接販売又は提供していること（店舗において販売又は提供する場合のみならず、宅配等を利用した販売等を含む。）。
- （2）サポーターとして第6条に示す全ての事項に取り組むこと。
- （3）この取組を紹介する農林水産省ホームページにおいて、サポーターとして、名称（社名又は販売店等の名称）、各社ロゴ、販売場所（オンラインの場合を含む）、ホームページアドレス等を公表することに了承すること。
- （4）送受信可能なメールアドレス及び連絡の取りやすい電話番号を有し、第5条に記す事務局と連絡可能であること。第5条に記す事務局との連絡調整を担当する者の氏名、部署名、メールアドレスや電話番号等の連絡先等の情報を事務局に通知すること。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
 - ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。

- ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(会費)

第4条 サポーターの会費は無料とします。

(事務局)

第5条 サポーターズの事務局は、農林水産省生産局農業環境対策課に置き、サポーターズの庶務を処理することとします。

- 2 事務局は、第2条の目的を達成するため、サポーターズの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けた取組やイベント等の実施、情報の提供、意見の聴取、その他必要な取組を行います。

(サポーターの取組)

第6条 第2条の目的を達成するため、サポーターは以下の全てに取り組むこととします。

- (1) 店舗等での国産有機食品の販売・提供
- (2) 有機農業、有機食品について、消費者に分かりやすく伝える取組の実施（特に、有機農業の取組による生物多様性保全や地球温暖化防止などの効果、有機農業が環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であること等を、消費者に分かりやすく伝えられるよう工夫すること。）
- (3) サポーターであることの情報発信
- (4) 農林水産省が、サポーターズの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けて行う取組やイベント、情報の提供、意見の聴取及び農林水産省の補助事業の交付を受けた事業者がサポーターズと連携して行う取組の機会の活用

(費用等)

第7条 第6条の取組及びその実施のための打合せ等を行う際に必要となる経費については、各サポーターが負担することを原則とします。

- 2 農林水産省が、サポーターズの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けて取組やイベントを行う際、及び農林水産省の補助事業の交付を受けた事業者等がサポーターズと連携して取組を行う際に、サポーターに特段の協力を求めた場合の経費負担については、別途定めることができるものとします。

(サポーターからの意見聴取)

第8条 第5条に記す事務局は、原則として1年に1回以上、全てのサポーターを対象に、

サポーターズの活動に対する意見を聴取することとします。

- 2 第5条に記す事務局は、サポーターズの取組推進に必要な場合には、サポーターに加え、学識経験者や農業者等より意見を聴取することができることとします。
- 3 意見の聴取は、メール等に加え、必要に応じ対面やオンライン等での会議開催も行うことができることとし、以下の様な内容を含むこととします。
 - (1) サポーターズの取組の実施に係る情報・意見
 - (2) 第6条に記す各サポーターの取組の実施に係る情報・意見
 - (3) 取組の推進体制、規約に係る意見
 - (4) その他
- 4 サポーターが意見の聴取に応じる際に要する費用は、当該サポーターにおいて負担いただきます。

(機密保持)

第9条 サポーターズの取組実施に当たり、事務局及び各サポーターの間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩しないようにしてください。

(個人情報の取扱)

第10条 事務局が入手したサポーターの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき適切に管理します。

(変更の届出)

第11条 サポーターは、登録時に事務局に提供した情報に変更があったときは、その変更内容を遅滞なく事務局に届け出てください。

(登録の抹消)

第12条 登録の抹消を希望するサポーターは、「登録抹消届出書」（様式）を、事務局に提出することにより、登録を抹消することができます。

(登録の取消)

第13条 事務局は、サポーターが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができます。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、サポーターズ、他のサポーター、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。

- (3) 第3条に定める登録要件を満たさなくなったと認められたとき。
- (4) 本規約に違反したと認められたとき。

(規約の改正)

第14条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、サポーターズに報告するものとします。

附 則

この規約は、令和2年7月28日から施行します。

「国産有機サポーターズ」登録申請書

1. 名称（社名又は販売店等の名称で登録ください）

2. ロゴ（画像データ）

※こちらに添付いただくか、別ファイルでお送りください。

3. 有機食品の販売場所

（有機食品の販売店が存在する都道府県を記載ください。なお実店舗を持たない場合には、オンライン・カタログ販売か、その他を選択ください。）

・都道府県（具体名を記載ください）

・オンライン・カタログ販売

・その他（具体的に：

4. ホームページアドレス

（

5. PR メッセージ（国産の有機食品の利用拡大に向けて、メッセージを記載ください）

（50 文字以内）

6. お問い合わせ先

※ 1～6 は、ホームページでの公開情報として利用いたします。

裏面に続く

7. 事務御担当者情報 (HPには掲載しません。)

フリガナ		
お名前(氏名)		
所属部署等		
電話番号		
E-mail		
その他連絡先		

※御担当者が複数名いらっしゃいましたら列を追加してください。

注：今後、当省のHPを更新する際に、追加の情報提供等をお願いする場合がございますので、その旨御了承お願いいたします。

本申請書の提出先

農林水産省生産局農業環境対策課国産有機サポーターズ事務局

Email : organic_supporters☆maff. go. jp

(☆を@に変え、件名を「サポーターズ登録申請」とし本申請書を添付ください。)